

### 第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年3月15日(火)

場所 市役所3階 301会議室

#### 議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 3件)
- 議案第2号 生産緑地の買取り申出に伴う意見について (申請件数 1件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 2件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 7件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 6件)

#### 応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後4時03分開会

議長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、3番加藤武委員と9番内野一彦委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成29年12月18日に相続し、前回調査は、適格者証明申請時で、平成31年3月28日からの適用になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年8月16日に相続し、前回調査は、平成31年3月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年7月16日に相続し、前回調査は、平成31年4月15日になります。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

本日午後1時15分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から③の農地は、梅、栗が栽培されており、一部作付け準備中でした。④の農地は、作付け準備中でした。⑤の農地は、ネギが栽培されておりました。⑥の農地は、ブロッコリー、ホウレンソウが栽培されておりました。⑦の農地は、作付け準備中でした。⑧の農地は、市民農園として利用されておりました。⑨の農地は、作付け準備中でした。⑩と⑪の農地は、梅と栗が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、コマツナが栽培されておりました。②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、ホウレンソウが栽培されており、一部作付け準備中でした。④から⑩の農地は、作付け準備中でした。⑪の農地は、ダイコンが栽培されており、一部作付け準備中でした。⑫農地は、ビニールハウスがあり、コマツナが栽培されておりました。⑬の農地は、ノラボウ、ダイコンが栽培されておりました。⑭の農地は、作付け準備中でした。⑮の農地は、ブロッコリーが栽培されておりました。⑯の農地は、作付け準備中でした。⑰の農地は、お茶が栽培されておりました。⑱と⑲の農地は、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。⑳の農地は、作付け準備中でした。㉑の農地は、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ビニールハウスがあり、アスパラガス、シュンギクが栽培され

ておりました。②の農地はネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

はい、加藤委員。

3番  
(加藤 武君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

12番  
(加園 好久君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

生産緑地法の買取り申出に伴う意見について、令和4年3月4日付で市長より1件の照会がございました。

申請番号1番、主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、議案書に記載のとおりとなっております。

なお、今回の意見照会に対しまして、令和4年3月9日に、会長、会長職務代理者及び事務局で対象者と面談し、対象者が主たる従事者であること、また、農業に従事することが困難であることを確認しております。

事務局といたしましては、主たる従事者の故障と判断する旨を、市長に対して回答したいと考えておりますが、何か御意見等がございましたら、お伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ジャガイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は、タマネギ、ハウレンソウが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

また、申請番号1番について、3月9日に会長、会長職務代理者、事務局で、本人と面談して協議しており、問題はないということですので、農業の主たる従事者として認めてよろしいと思われます。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います  
はい、森谷委員。

2 番  
(森谷 常夫君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地の買  
取り申出に伴う意見について」は、農業委員会の意見を添  
えて、市長に報告したいと思ひます。御異議等ございませ  
んか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につしま  
しては、主たる農業従事者であると市長に報告いたしま  
す。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者  
の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願に  
ついて、2件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土  
地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、  
理由は、令和3年6月6日、申請人の母の死亡より、生産緑地  
法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取り

を申し出るためのものがございます。

申請番号2番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和4年2月18日、申請人本人の故障により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ジャガイモが栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は、タマネギ、ハウレンソウが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

はい、森谷委員。

2 番  
(森谷 常夫君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませぬか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 3 号「生産緑地に係  
る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発  
行をしたいと思ひます。御異議等ございませぬか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につつま  
しては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 4 号「農地利用集積計画に基づく経営規模  
拡大について」、7 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第 4 号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大につ  
いて、7 件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基  
づき作成される農用地利用集積計画に基づき利用権の設定を  
行うもので、いずれも、令和 4 年 3 月末で利用権設定の期間が  
満了することから、更新を行うものでございます。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、  
記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は、申請番号 1 番が令和 4 年 4 月 1 日から  
令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間、申請番号 2 番から 7 番まで  
が令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間と  
なります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業  
者及び認定新規就農者でございます。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、7件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、ハウレンソウが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号6番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号7番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

	現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。
	以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思えます。
議 長 (石川 裕一君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、荒幡委員。
4 番 (荒幡 善政君)	1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。
議 長 (石川 裕一君)	他にございませんか。 なお、2番から7番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。 他にございませんか。
委 員	なし。
議 長 (石川 裕一君)	御意見等ないようですので、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思ひます。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (石川 裕一君)	ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。 次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (本木 豊君)	それでは、御説明いたします。 報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。 本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

<p>申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的は、共同住宅でございます。</p> <p>以上でございます。</p>	
<p>議長 (石川 裕一君)</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、峰岸委員。</p>
<p>1 1 番 (峰岸 豊君)</p>	<p>1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (石川 裕一君)</p>	<p>他に御意見等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>なし。</p>
<p>議長 (石川 裕一君)</p>	<p>御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。</p> <p>次に、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、6 件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事務局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第 2 号、農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について、6 件でございます。</p> <p>本件は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号 1 番から 5 番が一般住宅、申請番号 6 番が駐車場でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 (石川 裕一君)</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>なお、1 番、3 番、4 番の届出地については、私から報</p>

告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、  
よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、宮崎委員。

10 番  
(宮崎 義憲君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番  
(森谷 常夫君)

5番の届出地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、峰岸委員。

11 番  
(峰岸 豊君)

6番の届出地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(石川 裕一君)

外に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規  
定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第3回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時27分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年3月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩